

入札説明書

(物品等の供給及び役務の提供)

1 入札区分

電子調達（少額物品、少額役務）

2 入札に付する事項

- (1) 案件名 京丹後市竹野川衛生センター自家用電気工作物保安管理業務
- (2) 案件番号 8 生環第 167 号
- (3) 事業場の所在地 京丹後市弥栄町和田野 38 番地の 1 京丹後市竹野川衛生センター
- (4) 委託期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで
- (5) 案件概要 委託業務仕様書のとおり

3 仕様書等

(1) 仕様書等の入手方法

次のとおり、入札情報公開システムから取得すること。

ア 取得の際に必要なパスワード 電子入札システム「見積依頼通知書」に記載

イ 取得期限 令和 8 年 11 月 10 日（火） 正午

なお、入札情報公開システムから取得できない場合は、入札契約課まで申し出ること。

(2) 仕様書等に関する質問書の提出

ア 提出期限 令和 8 年 11 月 2 日（月） 午後 5 時

イ 提出先 京丹後市 総務部 入札契約課

ウ 提出方法 次のいずれかの方法によること。ただし、期限内必着とする。

(ア) 電子メール nyusatsu@city.kyotango.lg.jp

(イ) ファクシミリ 0772-69-0903

(ウ) その他（持参又は郵送）

(3) 仕様書等に関する質問書に対する回答

随時、入札情報公開システムに掲載する。なお、入札情報公開システムで閲覧できない場合は、閲覧できない者のみファクシミリにより回答する。

(4) 現場説明会 開催しない。

4 入札手続等

(1) 入札期間

令和 8 年 11 月 9 日（月） 午前 8 時 00 分 から 午後 10 時 00 分まで

及び

令和 8 年 11 月 10 日（火） 午前 8 時 00 分 から 正午まで

※紙入札方式による持参の場合は、入札期間のうち、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までに持参すること。

(2) 入札の方法

ア 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出すること。ただし、やむを得ない事由があるとして、あらかじめ市長の承諾を受けた者は、紙入札方式により入札書（様

式第 6 号) を提出することができる。

イ 入札書は、入札期間内に提出することを原則とするが、入札期間前に入札書の提出を妨げるものではない。ただし、その場合、仕様内容等に変更が生じて、提出した入札書の再提出はできないものとする。

(3) 紙入札方式による入札書の提出方法

ア 入札書(様式第 6 号)は(内訳書があるときは内訳書とともに)封筒に入れ、封印すること。

イ 入札契約課まで持参又は郵送(配達記録が残る方法に限る。)により提出すること。

(4) 代理入札

紙入札方式を認められた者で、委任状を提出するときは、代理入札を認める。この場合においては、入札書(様式第 6 号)とともに提出すること。

(5) 開札の日時 令和 8 年 11 月 11 日(水) 午前 9 時 05 分

(6) 入札保証金 免除

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、再度入札において、前回入札の最低入札価格以上の価格で入札した者は、失格とする。

(8) 入札書に記載する金額

委託業務仕様書に記載のとおりとする。なお、委託業務仕様書で別段の定めのある場合を除き、入札書に記載する金額は円止めとすることとし、円未満まで記載された入札書も有効とするが、この場合、円未満を切り捨てた金額を入札書記載金額とする。

(9) 入札の中止

ア 入札参加者が 1 人の場合は、入札を行わない。

イ 再度入札の場合は、入札参加者の棄権又は入札の無効若しくは失格により再度入札に参加できる者が 1 人となったときは、これを行わない。

(10) 入札の無効 次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 同じ入札に 2 以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人の IC カード又は業者番号・ID・パスワード(以下「業者番号等」という。)を使用しての入札を含む。)をした者

ウ 他人の IC カード又は業者番号等を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者

エ 代表者等が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者等の IC カード又は業者番号等を使用して入札に参加した者

オ 不特定多数の者が使用できる情報通信機器が設置されている場所で、当該情報通信機器により業者番号等を使用して入札に参加した者

カ その他不正の目的をもって IC カード又は業者番号等を使用した者

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者

ク 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者(IC カードの失効等により開札できない入札書で入札した者を含む。)

ケ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件が特定

できない入札書で入札した者

コ 入札書に記載すべき事項以外の内容を記載した入札書で入札した者

サ 入札関係職員の指示に従わない等開札場の秩序を乱した者

シ 委任状を持参しない代理人

ス 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

セ 業者番号等を使用して入札に参加した者で、開札までに入札等宣誓書の提出がない者

ソ 開札までに有効な内訳書を提示又は提出しない者（入札執行者が提示又は提出を求めた場合に限る。）

タ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示又は提出した者

チ 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年京丹後市告示第 68 号）に基づく排除措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ツ その他入札条件に違反した者

(11) **契約書作成の要否** 要する。

落札者は、契約書を作成し、落札者決定通知日から 7 日以内に入札契約課に当該契約書を提出しなければならない。

(12) **違約金**

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

(13) **契約保証金** 免除

(14) **入札の辞退**

ア 入札を希望しない場合又は入札に参加できない事情がある場合においては、入札期間終了時まで（入札書を提出した後は除く。）は、入札を辞退することができる。この場合、具体的理由を記載した入札辞退届又はその旨が明確に確認できる書面を提出しなければならない。ただし、電子入札システムにおいて備考欄に辞退理由を記入して辞退届を電子提出した場合は、書面による入札辞退届の提出は要しないものとする。

イ 資格確認通知又は入札通知を受けた場合に、過去 2 箇年に 2 回正当な理由なく入札に参加しなかったときは、「京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱」に基づき、1 箇月の指名停止とする。なお、「過去 2 箇年に 2 回」の回数は、入札案件ではなく、入札日を単位として数えるものとする。

5 **前金払** 適用しない。

6 **部分払** 適用しない。

7 **その他**

- (1) 本通知書に定めのない事項は、京丹後市契約規則（平成 16 年京丹後市規則第 72 号）、京丹後市物品等電子調達運用基準（平成 27 年京丹後市告示第 15 号）、京丹後市競争入札心得（物品等の供給及び役務の提供用）及び電子入札参加に当たっての留意事項（物品等の供給及び役務の提供）に定めるところによる。
- (2) 入札執行日から契約を締結するまでの間に市の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行っていたと判明したときは、当該落札決定を取り消すことがある。